(d)　被申立人は、この2の規定による異議を提起し、若しくは提起しなかったこと又は3に定める迅速な手続を利用し、若しくは利用しなかったことのみを理由として、仲裁廷の権限についての異議（管轄権に対する異議を含む。）又は本案についての主張を放棄するものではない。

3　仲裁廷は、被申立人が当該仲裁廷の設置の後四十五日以内に要請する場合には、2の規定による異議又は紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議（当該仲裁廷の管轄権に対する異議を含む。）について、迅速に決定する。当該仲裁廷は、本案についての手続を停止し、要請の日の後百五十日以内に、当該異議につき理由を明示して決定又は裁定を下す。ただし、一方の紛争当事者が審理を要請する場合には、当該仲裁廷は、当該決定又は裁定を下すための期間に三十日を追加することができる。当該仲裁廷は、審理が要請されるかどうかにかかわらず、特別な理由を示した上で決定又は裁定を下すことを三十日を超えない範囲で更に短期間遅らせることができる。

4　仲裁廷は、2又は3の規定によって被申立人の異議について決定する場合において、正当な理由があるときは、当該異議の申立て又は当該異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び代理人の報酬を主張が認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁廷は、そのような裁定が正当であるかどうかを決定するに当たり、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったかどうかについて検討するものとし、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

5　仲裁廷は、一方の紛争当事者の要請があった場合には、又は仲裁廷の職権により（紛争当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁の手続において一方の紛争当事者が提起した科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争当事者が合意する条件に従い、一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、関係する仲裁規則が認める場合には、その他の専門家の任命を妨げない。

第二十八条　手続の併合

1　いずれの一方の紛争当事者も、第二十五条2の規定による仲裁に二以上の請求が別個に付託され、かつ、これらの請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じている場合には、併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の合意又は2から10までに定める条件に従って、併合の命令を求めることができる。

2　この条の規定による併合の命令を求める一方の紛争当事者は、事務総長及び併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者に対し、要請を書面により送付する。当該要請には、次の事項を明記する。

(a)　併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

(b)　求める併合の命令の内容

(c)　併合の命令を求める根拠

3　仲裁廷は、事務総長が2の規定による要請を受領した日の後三十日以内に当該要請が明白に根拠を欠くと判断しない限り、この条の規定によって設置される。

4　この条の規定によって設置される仲裁廷は、併合の命令の対象となることを求められた全ての紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、次の(a)から(c)までの規定に従って三人の仲裁人により構成する。

(a)　一人の仲裁人は、全ての申立人の合意によって任命される。

(b)　一人の仲裁人は、被申立人によって任命される。

(c)　仲裁廷の長となる仲裁人は、事務総長によって任命される。ただし、当該仲裁廷の長となる仲裁人は、いずれの締約国の国民であってもならない。

5　事務総長は、事務総長が2の規定による要請を受領した日の後六十日以内に被申立人又は申立人が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、併合の命令の対象となることを求められたいずれか一方の紛争当事者の要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量によって任命する。

6　この条の規定によって設置される仲裁廷は、第二十五条2の規定によって仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかのことを行うことができる。

(a)　当該請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b)　当該請求のうち、この条の規定によって設置される仲裁廷が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

(c)　第二十六条の規定によって既に設置された仲裁廷に対し、当該請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定するよう指示すること。ただし、当該仲裁廷が次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に限る。

(i)　それまで当該仲裁廷において一方の紛争当事者でなかった申立人のいずれかによる要請があった場合には、申立人のための仲裁人が4(a)及び5の規定に従って任命されるときを除くほか、当初の仲裁人により再度構成すること。

(ii)　既に行われた審理を再度行うかどうかを決定すること。

7　この条の規定によって仲裁廷が設置された場合において、申立人が第二十五条2の規定による仲裁に請求を付託し、2の規定による要請に自己の氏名又は名称が記載されなかったときは、当該申立人は、当該仲裁廷に対し、6の規定に基づいて行われる命令の対象に自己を含めるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

8　当該申立人は、その要請の写しを事務総長に送付する。

9　この条の規定によって設置される仲裁廷は、UNCITRAL仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁の手続を行う。

10　第二十六条の規定によって設置される仲裁廷は、請求の全部又は一部であってこの条の規定によって設置され、又は指示される仲裁廷が管轄権を行使するものについて、決定する管轄権を有しない。

11　この条の規定によって設置される仲裁廷は、一方の紛争当事者による申請があった場合には、6の規定に基づく決定を行うまでの間、第二十六条の規定によって設置される仲裁廷の手続の停止を命令することができる。ただし、当該仲裁廷が既に手続を中断している場合を除く。

第三節　文書の送達

第二十九条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省経済局

(b)　アルゼンチン共和国については、外務宗務省及び司法長官室の双方